

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人土木研究所

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況
独立行政法人土木研究所が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて、契約方式、契約事務手続、公表事項等の必要な事項を定めた「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」等の内規を定めている。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況
すべての契約の入札・契約手続について、会計課等によるチェックを経ている。その後、一定額以上の案件については、独立行政法人土木研究所内に設置した「入札・契約手続審査委員会」等において入札・契約手続を審査している。さらに、業務終了後には「独立行政法人整理合理化計画」等に定められた通り、監事が厳正な監査を行っている。なお、今回新たに取り上げられた、独立行政法人における第三者による審査体制については、既に監事監査において、執行部門から独立した第三者的チェックが行われていることから、入札監視委員会のような組織は置いていない。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）
業務実績報告書222～224ページにおいて記載のとおり、計画の通り着実に進捗している。
II 個々の契約における監事等のチェックについて
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）
監事等は、基準額以上の契約のリストから任意に指定した契約について監査するとともに、契約の執行体制や随意契約の適正化などの状況についても監査している。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況
業務実績報告書224ページにおいて記載のとおり、監事監査の結果、概ね適正と認められた。

独立行政法人土木研究所は「随意契約見直し計画」等により、公共調達の適正化に向けた取組みを行っており、下記の事項を参考に、引続き適正化に向けた取組みを継続するよう指示があった。

- ① 全契約件数に占める随意契約の割合は低率となっている。今後もより一層、競争入札への移行が望まれる。
- ② 競争入札に移行したものでも、制限的な応募条件を設定して競争性の発現を阻害していないかどうか確認したところ、条件を緩和する方向で既に取り組んでおり、引続きこの取組みを推進すること。
- ③ 「簡易公募型プロポーザル方式」を導入しているが、技術提案の評価に当たっては、改善の余地を検討し、更なる適正化に取り組むこと。
- ④ 複数年に亘る契約を行うことが妥当な業務は、複数年契約を実施する方向で検討すること。
- ⑤ 調査・設計業務に関する総合評価落札方式の導入のための具体策を検討すること。
- ⑥ 今後は、年度途中にも抽出検査を行う。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人土木研究所

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」等を定めており、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価
契約事務手続については、「独立行政法人土木研究所入札・契約手続審査委員会」等における審査や監事監査において厳正に審査していると評価。なお、今回新たに取上げられた、独立行政法人における第3者による審査体制については、既に監事監査において、執行部門から独立した第三者的チェックが行われていることから、入札監視委員会のような組織は置いていない。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価。